

幌延町鳥獣被害防止計画(H23~H25) のお知らせ

ここ数年、エゾシカ等有害鳥獣数の増加に伴い農業被害が増加しており、その対策を望む声が強まっていたことから、平成20年度において、平成22年度までを計画期間と定めた「幌延町鳥獣被害防止計画」を策定し、被害軽減対策に取り組んできたところです。

被害軽減対策によって、計画期間内における有害鳥獣駆除頭羽数は増加しましたが、被害が減少するまでには至っておりません。

被害を軽減させるためには、有害鳥獣駆除頭羽数の増加はもとより、生息数調査や関係機関による被害防止対策の検討等、継続的な取り組みを実施する必要があることから、鳥獣による農林水産被害防止のための特別措置に関する法律に基づき、平成23年度から平成25年度を計画期間とした『幌延町鳥獣被害防止計画』を策定しました。

被害防止計画は、次のような内容となっています。

1. 対象鳥獣の種類・被害防止計画の期間及び対象地域
2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止に関する基本的な方針
3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項
4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止対策に関する事項
5. 被害防止施策の実施体制に関する事項
6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項
7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

計画及び関係図面は、経済課産業グループにおいて縦覧することができます。

詳しくは、経済課産業グループ農政担当(電話5-1116)までお問い合わせ下さい。

春の交通安全運動 ～目的地「早く着く」 より「ぶじに着く」～

◎春の交通安全運動が実施されます。

交通安全運動は、道民一人ひとりに交通安全思想の普及を図るため、交通安全を自らのことと捉え、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践が主体的に行われるよう習慣づけ、道民一人ひとりの交通安全意識を高揚し、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

■実施期間

5月11日(水)～5月20日(金)の10日間

■実施の重点

- ①子どもと高齢者の交通事故防止
- ②自転車乗用中の交通事故防止
- ③スピードの出し過ぎ防止
- ④全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用
- ⑤飲酒運転の根絶

三月定例俳句会作品

暮遅しカーテンが引く今日の幕
潮の香や列なす風車暮遅し
母の忌の母の気配や暮遅し
川底に光るものあり暮遅し
春日遅々妻がゆっくり豆を煮る

幌延ほおずき俳句会

藤岡 芙美
横山 貞雄
小林喜久美
佐藤 光朗
田中 徹男

憲法週間を迎えて

裁判所では、5月3日の憲法記念日を中心とした5月1日から7日までを憲法週間と定めています。これは、憲法の本質や国民生活における裁判所の役割を国民の皆さんに理解していただくことを目的とするものです。

さて、国民の皆さんに刑事裁判に参加していただく「裁判員制度」が始まってから今年で3年目を迎えますが、裁判員裁判の報道等を通して、裁判員について考えていただくことが多くなったのではないのでしょうか。

裁判所は、国民の皆さんにとって裁判がより利用しやすく分かりやすいものとなるように、日頃から幅広い広報活動を行っています。裁判例情報、司法統計、見学・傍聴案内をはじめとする各種情報については、裁判所ウェブサイト(<http://www.courts.go.jp>)で、裁判員制度の詳しい情報については、裁判員制度ウェブサイト(<http://www.saibanin.courts.go.jp>)で、それぞれ紹介していますので、是非、アクセスしてみてください。

また、各地の裁判所では、例年この時期に法廷等見学ツアーや各種説明会などの催しを積極的に行っていますので、ご興味のある方は、最寄りの裁判所の総務課にお問い合わせいただくか、裁判所ウェブサイトをご確認ください。

旭川地方裁判所事務局総務課庶務係

電話 0166-51-6255